平成２８年（フ）第６３号
岩手県花巻市南万丁目1341番地　サンライズＢ202号室
破産者　泉山　貴大
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第４７６号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山３丁目５番23号
破産者　佐々木伸也
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５７号
新潟市東区牡丹山２丁目３番12号　コーポぱれっと102号、開始決定時の住所新潟市東区山木戸２丁目２番５号
破産者　齋藤みつ子
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１９号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｇ１棟104号、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字鵜川18字112番地乙
破産者　河村　敏治
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５６号
岐阜県各務原市那加門前町２丁目６番地１（木村アパート　２階南号室）、前住所岐阜県各務原市蘇原月丘町１丁目１番地１（月丘団地１棟　502）
破産者　下司登美子
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第９４号
静岡県駿東郡清水町長沢99番地の１　ベルメゾン黄瀬川305号
破産者　長橋　貴基
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
神奈川県小田原市曽比2181番地の10、前住所静岡県三島市佐野見晴台２丁目30番地の５
破産者　関場　成興
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
滋賀県草津市南草津４丁目３番地16―301、前住所滋賀県草津市野路８丁目14番２号
破産者　林田　将彰
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６６３号
兵庫県尼崎市次屋１丁目15番13号　尾上方、開始決定時の住所兵庫県尼崎市宮内町２丁目84番地の２（前住所）兵庫県尼崎市南竹谷町２丁目40番地　２Ｆ　３号
破産者　梅本　俊彦
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４９号
兵庫県西宮市荒木町10番30号
破産者　芳賀なをみ
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６８号
鳥取県西伯郡大山町茶畑460番地
破産者　前田　　学
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３４７号
北九州市八幡西区三ケ森３丁目13番29―305号、前住所北九州市八幡西区楠橋西１丁目７番51号
破産者　宇佐美和江
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４７８号
北九州市小倉北区平松町６番２―105号
破産者　浦山　文廣
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５０７号
北九州市八幡西区星ケ丘２丁目19番13号
破産者　大森　圭祐
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１４０号
佐賀市南佐賀１丁目６番８号
破産者　溝口　隆規
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
佐賀市南佐賀１丁目６番８号
破産者　溝口　忠秋
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
宮崎県延岡市大貫町６丁目1922番地５　城山ハイツ　105
破産者　斉藤栄次郎
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１０４号
宮崎県延岡市松原町４丁目8850番地、住民票上の住所宮崎県延岡市浜町4724番地27
破産者　金丸　幸生
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部